

## 豊中市防火基準適合表示事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市防火基準適合表示規程(平成26年豊中市消防長訓令第2号。以下「規程」という。)に係る事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (表示対象物における対象範囲)

第2条 規程第2条に定める表示対象物における対象範囲は、次の各号によるものとする。

- (1) ホテル・旅館等(消防法施行令別表第一(5)項イ並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの以下同じ。)のうち、複合用途防火対象物については、防火対象物全体を表示対象範囲とするものとする。
- (2) 前号に規定するもののうち、ホテル・旅館等の用途に供する部分以外において、建物全体についての防火(防災)管理、消防用設備等、危険物施設等、建築構造等の違反がない場合は、ホテル・旅館等の用途に供する部分及び当該用途からの避難経路に係る部分のみを対象とすることができるものとする。
- (3) 同一敷地内に防火対象物が複数ある場合は、原則として同一敷地を1の表示対象範囲とするものとする。

### (複合用途防火対象物の表示マークの交付申請)

第3条 ホテル・旅館等の用途に供する部分が存する複合用途防火対象物の表示基準適合マーク(以下「表

示マーク」という。)の交付申請は、建物全体に係る部分が表示基準に適合していることを確認できる書類を添付するものとする。

(交付申請の処理)

第4条 規程第6条に定める交付申請があったときは、次の各号により処理するものとする。

- (1) 申請書の受付は、消防OAシステムにより行うこと。
- (2) 申請書は、受付欄に受付印を押印したうえ、受付年月日及び受付番号を記入し、1通を届出者に交付すること。

(表示基準の審査における留意事項)

第5条 規程第7条に定める表示基準の審査は、次に掲げる各号に留意するものとする。

- (1) 審査の対象が「防火対象物点検の特例認定」の対象である場合、表示基準の審査後、管轄消防署へ特例認定の審査を実施させること。
- (2) 表示マーク交付後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく定期調査報告が行われた場合には、表示基準のうち建築構造等の適合状況を確認するため、改めて申請者に対して、当該調査報告書の提出を求めること。
- (3) 表示基準中の「消防計画」における訓練については、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」（昭和62年8月1日付消防予第131号）に基づき実施することが消防計画において定められている場合は、防火対象物定期点検報告書において、当該訓練の実施につ

いて確認するものとし、必要に応じて訓練の立会い等を行うこと。

- (4) 表示基準中の「建築構造等」における建築構造、防火区画及び階段については、現行の建築基準法令に適合（既存不適格として扱っているものは除く。）していることを確認すること。

なお、当該審査にあつては、表示制度における建築構造等審査マニュアル（平成25年12月27日付消防予第499号）に準じて実施することとし、必要に応じて建築審査課建築審査係に助言を求めること。

- (5) その他必要に応じて、対象物台帳により内容の確認を行い、審査すること。

（表示マークの交付等）

第6条 規程第8条に定める表示マークの交付等については、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 表示基準適合通知書・不適合通知書は、2部ずつ作成すること。
- (2) 前号各々の通知書の1部には、消防長印を押印し、他の1部に契印すること。
- (3) 表示基準不適合通知書を交付する場合は、適合しない理由を説示するとともに、不備事項について速やかに改善するよう指導すること。
- (4) 表示マークを交付したホテル・旅館等の情報については、市ホームページに掲載するとともに、建築審査課建築審査係に情報提供をすること。
- (5) 表示マーク及び表示マークの電子データの取扱い等については、ホームページ等における表示マークの使用方法等について（平成26年3月7日付消防予第61号）に準じて取り扱うこと。

(表示マークの有効期間)

第7条 表示マークの有効期間については、最初に交付を行った日を基準日(起点)とし、表示マークを変更した場合は、表示マークに記載する交付年月日の変更をしないものとする。

2 表示マークを継続する場合の有効期間は、継続前の表示マークの有効期間終了後を起点とし、表示マークを継続するための交付申請を行った日、若しくは通知書の交付を行った日としないものとする。

(複合用途防火対象物の表示制度対象外施設の申請)

第8条 規程第12条に定める表示制度対象外施設である旨の通知の交付申請は、建物全体に係る部分が表示基準に適合していることを確認できる書類を添付するものとする。

(表示制度対象外施設の申請の処理)

第9条 規程第12条に定める申請があったときは、次の各号により処理するものとする。

- (1) 申請書の受付は、消防OAシステムにより行うこと。
- (2) 申請書は、受付欄に受付印を押印したうえ、受付年月日及び受付番号を記入し、1通を届出者に交付すること。

(表示制度対象外施設通知書)

第10条 規程第13条に定める表示制度対象外施設通知書の交付等については、次に掲げる各号によるものとする。

- (1) 表示制度対象外施設通知書は、2部作成するこ

- と。
- (2) 前号の通知書の1部には、消防長印を押印し、他の1部に契印すること。
  - (3) 表示制度対象外施設通知書を交付できない場合できない理由を説示するとともに、不備事項について速やかに改善するよう指導すること。
  - (4) 表示制度対象外施設通知書を交付したホテル・旅館の情報については、建築審査課建築審査係に情報提供をすること。

附 則（平成26年3月31日豊消予第204号消防長通知）  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日豊消予第238号消防長通知）  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。